

2024年4月5日

生徒、保護者の皆さんへ

法政大学中学高等学校

校長 松浦 麻紀子

教員の働き方について（お願い）

保護者の皆さまには、日頃よりご理解ご協力ありがとうございます。

さて、法政大学付属校では2019年度より法令に定められた労働時間管理の制度を導入しました。より充実した教育活動を行うためには教員が心身ともに健康で余裕を持たなければなりません。

つきましては、以下の点について、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 教員の労働時間に関わって

(1) 休憩時間の確保について

1日の労働時間が8時間を超える場合は、休憩時間を計1時間以上とることが法令で定められています。教員が休憩時間を確保することにご協力をお願いします。

(2) 宿泊を伴う研修旅行や合宿時について

基本的に午後10時（現地時間）以降は、公式の活動を計画せず、生徒・教員とも休憩・就寝することを原則にします。体調不良等への対応、突発的な事象への対応、緊急時は除きますので、そのような場合には遠慮せず教員に申し出てください。

2. 生徒、保護者の方からの教員への連絡について

(1) 教員への連絡先について

学校の仕事上のメールアドレスは、必要がある場合お知らせします。また、必要に応じて、Google classroom 及び BLEND を通して連絡手段を講じます。

(2) 連絡の時間帯について

連絡は原則、上記ツールにて行います。教員による BLEND の閲覧と発信は、始業の10分前～最終下校時刻の時間帯にいたします。ただし、授業、生徒指導があるため、即時の対応はできませんのでできるだけ余裕をもってご連絡ください。緊急時以外の教員室への電話連絡はお控えください。

生徒・保護者の皆様と一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上